

III 教育基本方針

1 佐久市が目指す将来都市像

「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」

～ たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存・継承と発祥 ～

2 基本方針

「未来を担う人づくりと生きがい豊かな文化発祥都市づくり」

グローバル化の進展に伴い、激しい変革が続く社会において、国際感覚や人権感覚を身に付け、主体的な判断のもとに、自ら行動できるたくましい人材を育てる。

また、皆が豊かな心を持ち、個性を認め合いながらともに学び合う、生きがいある社会形成のため、生涯を通じて学ぶことができる機会の提供と環境整備を推進する。

3 佐久市学校教育の目指す方向

(1) 佐久市学校教育の目指す子ども像

「夢や希望を持って輝き、ともに生きる子ども」

(2) 基本目標

ア 基礎・基本の定着と思考力・判断力・創造力・表現力の育成

【取り組みの方向】

(ア) 児童生徒の「疑問」「問い」を大事にし、自分事の問題を主体的に解決していく授業を実践する。

(イ) 学習指導要領の目標に基づき、各教科等における評価基準を改革にする。

(ウ) 互いに個性を認め、課題解決の仕方をはじめ多様な考えを尊重できる場づくりをする。

(エ) 一時間の授業の中に「読む力」「書く力」が位置付くように工夫する。

(オ) 児童生徒がグループ内や、学級内で考え合い、話し合う場を重視する。

(カ) 児童生徒の課題解決までの過程を重視して認め励まし、学びの原動力とする。

(キ) 自分の家庭学習を計画する力を育む。

【施策】

(ア) 教師の指導力向上に向けた、授業研究や校内研修などへの支援

(イ) 小学校における教科担任制実施のための学力向上支援員の配置

(ウ) 市内の小4～中3の児童生徒を対象にしたC R T検査の実施と結果分析の活用

(エ) 特別教育支援員の配置やまなびの教室（LD等通級指導教室）の充実による、障害がある児童生徒への支援

(オ) 指導主事及び学校運営支援員の配置による、授業改善や学校運営への支援

イ 人権教育・道徳教育を推進し、確かな人権感覚と道徳性の育成

【取り組みの方向】

(ア) よりよく生きたいという願いを共有できる機会をグループ活動や係活動、児童会・生徒会活動、学校行事等の中へ位置付ける。

(イ) 自他の命の大切さや共に生きることの大切さを学ぶ体験的活動を推進する。

(ウ) 認め励まし、自信を持って自らを高めていこうとする意欲や態度を育てる。

(エ) 集団活動の中で個に応じた役割を設定し、所属意識（自己有用感）を高める。

(オ) 一人一人が力を発揮でき、安心して生活できる支え合いのある学級集団を構築する。

(カ) 同和問題など様々な差別や、いじめ、暴力を我がことと考え、見逃さず立ち向かう強い心と態度を培う指導を家庭や地域と連携しながら推進する。

【施策】

(ア) 質の高い文化・芸術に触れる機会の提供や、心を育てる読書活動への支援

(イ) 教職員の使命感や人権感覚を磨く研修への支援

(ウ) 参加体験型・疑似体験型の活動や多様な交流活動への支援

(エ) いじめや差別、体罰を許さない人権意識の高揚に向けた支援

(オ) 道徳や人権教育などに関わる指導研究やカリキュラム作成

(カ) いじめや虐待などに対応するための支援ネットワークづくりの推進

ウ 心身共に健康な体と主体的に生きる力の育成

【取り組みの方向】

(ア) 読むことを大事にした教科学習や、家庭と協力した読書習慣づくりを推進する。

(イ) 家庭・地域と連携したメディアテラシー教育、情報モラル教育を推進する。

(ウ) 学校給食を生きた教材として栄養、食文化、地産等について考える学習を推進する。

(エ) 家庭と協力した日常生活の見直しと、生活リズムづくりを推進する。

(オ) 学校や地域と連携した体育活動等を通して、体を動かす・体を鍛える活動を積極的に取り入れ、体力・運動能力の向上を図る。

(カ) 学級担任と養護教諭の協力体制や、PTA専門部等の連携による子どもの「健康」に対する意識を高める活動を展開する。

(キ) 震災等から学ぶ機会を作り、自らが適切に判断し、行動できる力を育成する。

【施 策】

- (ア) 生まれた赤ちゃんに絵本のプレゼント「ブックスタート事業」を行い、家庭教育、学校教育の読書活動に繋げる動機付けとする。
- (イ) スクールメンタルアドバイザーや就学支援専門員の配置による相談支援体制の充実。
- (ウ) チャレンジ教室（中間教室）の設置及び特別支援教育支援員の配置による、不登校や障害のある子どもへの支援体制の充実
- (ウ) 健康に配慮を要する子どもの把握及び食物アレルギー対応のための、栄養士の配置や施設の充実
- (エ) 地消地産の良さなどを学ぶ食育の推進及び健康生活への啓発活動の推進
- (オ) 保護者や地域住民と共に健康問題などに取り組む、実践活動への支援
- (カ) 各種の保健・健康検査や体力調査などのデータ分析及び考察資料の提供
- (キ) 部活動や課外活動を含めた、個性伸長を図る多様な教育活動への支援
- (ク) 職業体験やボランティア活動推進のための、事業所や施設と連携した基盤作り

エ 国際感覚を身につけ、世界にはばたける人間の育成

【取り組みの方向】

- (ア) 日本の伝統文化および現代の社会情勢、社会的な出来事等について学ぶ機会を教科や特別活動、学校行事等において横断的に取り入れていく。
- (イ) 諸外国との交流を取り入れた学習や、諸外国の文化を知ることができる体験的な学習を推進する。
- (ウ) その時々 of 社会的な出来事を題材にした学習を積極的に取り入れる。
- (エ) 国や地域が違ってても互いが尊重し合うべき存在であることが理解できる学習を取り入れる。
- (オ) 小学校外国語活動と中学校英語学習のつながりを図る小中連携のとれた学習を推進する。
- (カ) 環境やエネルギー、食糧などの現代的な課題研究を通してグローバルな見方を高める教科学習や総合的な学習を工夫する。

【施 策】

- (ア) 外国語指導助手（ALT）の配置及び地域英語ボランティアなどの人材活用への支援
- (イ) 外国語教育の研修や指導計画の作成、小中連携による指導研究への支援
- (ウ) パソコンや視聴覚機器など、実感的で具体的な理解を図るための教育設備の充実
- (エ) 市内在住の外国人や海外姉妹都市との交流体験活動への支援
- (オ) 中学生の海外（アメリカ合衆国及びモンゴル国）研修や、モンゴル国の子どもたちの受入れによる交流体験活動の推進
- (カ) 武道、和楽などを学ぶ環境や伝統芸能に触れる機会の充実

オ 地域を知り、地域を愛する子どもの育成

【取り組みの方向】

- (ア) 先人に関する読み物学習や地域教材、資料等を活用した学習を推進する。
- (イ) 地域の行事や遺産等を通して地域の方々と関わり、地域の一員としての意識や態度を育てる。
- (ウ) 開かれた学校づくりを推進し、校内の学習活動に地域の人材を積極的に活用する。
- (エ) 地域の良さ、佐久の良さについて積極的に学び、共有する機会をつくる。

【施策】

- (ア) 佐久の自然や地理、歴史、文化などの地域素材の発掘への支援
- (イ) 地域の人材の掘り起こしや人材バンクの充実
- (ウ) 先人に関する読み物「佐久の先人」や小学校副読本「ゆめ・花・さくし」の学習への活用の推進
- (エ) 「ゆめ・花・さくし」の作成、「佐久 わがまち市民講座」の推進
- (オ) 市内の文化施設などによる出前講座の推進
- (カ) 「先輩は夢先案内人」「市内文化施設巡り」など、子どもに夢を育む事業の推進
- (キ) 青少年健全育成や安全・防犯活動など、地域と連携した諸活動への支援
- (ク) 教育委員会ホームページを通じた各種イベント・地域行事などの案内や子ども達の姿の紹介

(3) 平成27年度重点目標

重点目標① すべての子どもが意欲をもって学習に参加し、ともに学び合う授業づくり

【実践内容】

- (ア) 一人一人の考えが尊重され、それぞれの思考の道筋を生かす授業の展開
- (イ) 付ける力と手立てを明確化した確かな教材研究
- (ウ) 子どもの追究意識（意欲）に基づいた学習問題の設定
- (エ) 自分の考えを言葉や図、式などで表現する時間や場の確保
- (オ) 互いの考えや思い、感動などを、伝え合い高め合う学習の工夫
- (カ) 一時間の学習を見返し、自らの学びの自覚化を図る評価活動の設定
- (キ) 友だちとの関わり合いが作りやすい、学習形態の工夫
- (ク) 学びの足跡が見えるノートや作品、まとめへの配慮

重点目標② 小から中へと学びをつなげていく教育の推進

【実践内容】

- (ア) 教科の特性を踏まえた、9年間の系統性ある指導内容の研究
- (イ) 発達段階に応じた「学習力」の向上を図る指導の研究と実践

- (ウ) 中学校区単位での小・中間の情報交換や授業研究・相互研修の推進
- (エ) 小から中、中から小への参加型体験学習や職員間の交流
- (オ) 小中の系統性を持った家庭学習のあり方、子どもが自分なりの家庭学習計画を立てられるといった学習の習慣化に関わる指導の共有化
- (カ) 保護者や地域住民の教育活動への参加など、開かれた学校づくりの工夫

4 佐久市社会教育の目指す方向

(1) 佐久市社会教育の目指す市民像

「一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、必要な力を養い、互いに支え合い高め合う市民」

(2) 基本目標

- ア 生涯にわたる多様な学習機会の提供と学習環境の整備を図る。
- イ 家庭・地域・学校・行政・関係団体が一体となって青少年の健全育成の推進を図る。
- ウ 地域公民館などの利用促進と生涯学習指導者の確保と育成を図る。
- エ 文化・芸術・スポーツ活動の支援と振興を図る。
- オ 人権尊重社会の推進を図る。

(3) 基本計画

ア 生涯学習活動の支援

- (ア) 関係機関との連携を図り、市民の多様なニーズに対応した学習プログラムや講座の開設など、市民の学習機会の拡充に努める。
- (イ) 市民の学習意欲の向上を図るため、生涯学習情報の提供と学習相談を充実させるとともに、指導者の養成と自主的学習グループの育成を図る。
- (ウ) 市民の生涯学習活動の拠点となる施設の充実と利用促進を図る。
- (エ) 多様化する市民の要求に応じた図書資料の収集、移動図書館車の巡回地域拡充などによる図書館サービスの充実に努め、合わせて市立図書館ネットワークシステムの有効活用や県立図書館を中心とした県内公立図書館の横断検索システムの活用などにより市民サービスの向上を図る。

イ 青少年の健全育成・人材育成

- (ア) 市民の理解と協力のもと、家庭・地域・学校・行政・関係団体が一体となった青少年健全育成のための活動や施策を推進する。
- (イ) 青少年の地域社会活動への参加を促進するとともに、各種研修事業を充実させ、青少年活動の指導者養成を推進する。

ウ 文化・芸術活動の支援

- (ア) 平成 24 年度に策定した文化振興計画に基づく文化振興施策の実施により、地域の文化・芸術活動の推進を図る。
- (イ) 文化・芸術関連諸施設間の連携を図るとともに、各施設の特色を活かした企画展、

特別展、公募展を充実させ、施設利用者の増加に努める。

(ウ) 地元作家の育成や発掘、文化・芸術活動への支援を進める。

(エ) 伝統文化に対する市民の意識高揚を図るとともに、貴重な文化財や歴史・民俗資料の保護・保存と有効活用を推進し、広く一般に公開するための環境整備に努める。

エ 生涯スポーツ活動の支援

(ア) すべての市民がそれぞれの体力や年齢に応じ、生涯を通じてスポーツに親しめる環境整備に努め、生涯スポーツの実践がされることにより、市民の健康増進を図る。

(イ) 優れたスポーツ指導者の養成・確保及び、各種スポーツ団体の育成を図り、スポーツの幅広い普及を促進する。

(ウ) スポーツ施設の整備・充実を図る。

オ 人権尊重社会の推進

(ア) 差別や偏見のない明るい社会を実現するため、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。

(イ) 人権教育の指導者を育成するため、各種研修会に参加し、地域ぐるみの人権教育を推進する。